

# 立野小学校防災拠点災害時ペット入所規則

## (目的)

本規則策定の目的は、発災時において、ペットを連れて避難してきた人も、被害者として避難所に受け入れることを前提とし、避難所のトラブルを予防することです。ただし、ペットは、全ての避難者と同室にすることは、避難所を適正に管理運営する上で支障があります。ペットを連れて避難してきた人は、以下の規則を遵守し、他の避難者とトラブルなく共同生活を行うよう心がけることとします。

## (会員)

### 第1条

1. ペットを連れて避難してきた人は、「飼い主の会」を組織し、協力してペット保管場所の設置および管理にあたります。
2. ペットを連れて避難してきた人は、様式1により、「飼い主の会」に加入します。

## (遵守内容)

### 第2条

1. 同行避難できるペットは犬と猫とする。
2. ペットの飼育管理に責任をもち、別に定める「避難所における飼育ルール」を遵守する。
3. 飼育場所は防災拠点運営委員会が認めた場所とし、ペットを飼っていない被害者が避難生活を送る体育館や教室等に持ち込まない。
4. ケージにて飼育することを原則とし、エサ、ペットシート等は飼い主が負担する。
5. ペットに関するトラブル防止に努める。
6. 拠点内への車の乗り入れ、テント設営を禁止する。

## (退去)

### 第3条

1. 飼い主としての責務を怠った場合や周囲へ迷惑を及ぼす状況が続く等により、「飼い主の会」又は防災拠点運営委員会から退去勧告を受けた時は、ペットを退去すること

## (閉鎖時)

1. 拠点閉鎖時に残ったペットに関しては、中区役所生活衛生課に連絡し対応を図る。

## (附則)

本規則は、平成30年3月10日より施行する

## 飼い主の会 加入申込書

年 月 日

飼い主	名 前	
	住 所	
	連絡先	
ペット	動物の種類	犬 ・ 猫
	呼び名	
	種 類	
	体 格	大 ・ 中 ・ 小
	性 別	おす ・ めす
	毛 色	
	犬の登録	有 ・ 無
	犬の狂犬病予防注射	有 ・ 無
	特 徴	
特記事項		

入所日	年 月 日	退所日	年 月 日
-----	-------	-----	-------

## 誓約書

防災拠点ペット避難所に入所した場合には、入所規則を遵守いたします。

氏 名

印

## 避難所における飼育ルール

次のことを守って、避難所で人と動物が気持ちよく過ごせるようにしましょう。

1. 避難所では人が優先であることを守り、ペットを飼っていない人にも配慮することで、ペットが持っている良い面を伝えることができます。
2. ペットの飼育場所は、人の居住空間と分かります。避難所には動物アレルギーを持つ人や、動物が苦手な人もいます。周囲の人に配慮し、飼育場所以外には連れて行かないようにしましょう。
3. ペットは決められた場所で、ケージに入れるか、支柱などにつながいで飼育しましょう。
4. 犬には犬鑑札、狂犬病予防注射済票を必ず装着しましょう。
5. ペットの飼育に必要な資材（ケージなど）や当面の食料は、拠点での用意はありません。飼い主に持ち寄っていただくのが原則です。
6. ペットの飼育・管理は、飼い主自身が責任をもって行いましょう。
7. ペットの飼育に必要な作業は、「飼い主の会」の皆さんで協力して行いましょう。

ペットを連れて避難してきた人全員で「飼い主の会」を編成します。

ペットの飼育場所を防災拠点運営委員会と協議し、設置します。

「飼い主の会」の皆さん共同で以下の作業をします。

- ・ 飼育場所と周囲の清掃、消毒
  - ・ 廃棄物、汚物集積場所の処理
  - ・ 救援物資の搬入、仕分け、配分
  - ・ 給餌、後片付け、汚物処理、散歩
8. 決められた時間に給餌し、残ったエサは後始末をしましょう。
  9. 排泄は特定の場所でさせ、必ず後始末をしましょう。
  10. 散歩をする際は、必ずリードを着け、咬み付きなどのトラブルを防止しましょう。
  11. ペットによる苦情や危険防止に努めましょう。
  12. 運動やブラッシングは特定の場所で行いましょう。